東京都犯罪被害者等支援条例について



【内容】

- 1 東京都における犯罪被害者等支援
- 2 東京都の刑法犯認知件数
- 3 東京都犯罪被害者等支援条例の制定
- 4 条例制定までのスケジュール
- 5 東京都犯罪被害者等支援条例
- 6 条例の概要
- 7 令和2年度 犯罪被害者等支援策の 新規メニューについて

令和2年都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議 東京都総務局人権部 被害者支援連携担当

1 東京都における犯罪被害者等支援

時期	内容
平成19年4月	「東京都犯罪被害者等支援推進会議」(第1回)開催
平成20年1月	「東京都犯罪被害者等支援推進計画」(H20年度~H22年度)策定
平成20年4月	「東京都総合相談窓口」を東京都と公益社団法人被害者支援都民センター(都民センター)が協働で開設 【支援内容】①電話・面接相談 ②精神的支援 ③直接的支援(警察、裁判所等への付添支援)
平成21年5月	「東京都犯罪被害者等支援を進める会議」(第1回)開催
平成22年6月	「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」(第1回)開催
平成23年1月	「東京都犯罪被害者等支援計画」(H23年度~H27年度)策定
平成27年7月	「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」を東京都とNPO法人SARC東京が協働で開設(24時間365日受付) 【支援内容】①電話・面接相談 ②精神的支援 ③直接的支援(医療機関、警察、裁判所等への付添支援)
平成28年2月	「第3期東京都犯罪被害者等支援計画」(H28年度~R2年度)策定
令和2年4月	「東京都犯罪被害者等支援条例」施行
令和2年4月	犯罪被害者等支援事業「法律相談費用の助成」「転居費用助成」受付 開始(年度内に「見舞金給付」を受付開始予定)

2 東京都の刑法犯認知件数

〇 刑法犯認知件数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
認知件数 (全国)	1,098,969件	996,120件	915,042件	817,338件	748,559件
認知件数 (都)	148,182件	134,619件	125,251件	114,492件	104,664件
全国比 (都/全国)	13.5%	13.5%	13.7%	14.0%	14.0%

〇 罪種別刑法犯認知件数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
殺人	102件	81件	99件	91件	108件
強盗	399件	402件	351件	332件	255件
傷害	3,204件	3,149件	2,939件	3,033件	2,690件
強制性交等	179件	138件	173件	211件	244件
強制わいせつ	808件	801件	714件	785件	684件

3 東京都犯罪被害者等支援条例の制定

- 都では、これまで三期にわたる東京都犯罪被害者等支援計画を策定し、東京都総合相談窓口(平成20年度)、東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(平成27年度)の設置など、犯罪被害者等支援に取り組んできた。
- 一方、都内では、刑法犯の認知件数は、依然として全国の 約1割を占めるなど、犯罪被害者等の置かれている厳しい 状況がある。

都としての被害者支援の姿勢を明確に示すとともに、社会全体での取組を一層進めていくため、条例の制定に着手。

4 条例制定までのスケジュール

- ① 「東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会」 を計5回開催 委員:犯罪被害者御遺族(1名)、 支援関係者(2名)、学識経験者(3名)
- ② パブリックコメントの実施第1回 8月27日~9月30日第2回 11月29日~12月20日
- ③ 令和2年第1回定例会へ条例案の提出
- ④ 令和2年4月1日 東京都犯罪被害者等支援条例施行

5 東京都犯罪被害者等支援条例

第1章	総則	第2章 基	本的な施策
第1条	目的	第11条	相談、情報の提供
第2条	定義	第12条	心身に受けた影響からの回復
第3条	基本理念	第13条	安全の確保
第4条	都の責務	第14条	居住の安定等
第5条	都民の役割	第15条	雇用の安定等
第6条	事業者の役割	第16条	経済的負担の軽減
第7条	民間支援団体の役割	第17条	緊急支援の実施
第8条	支援計画	第18条	都内に住所を有しない者への支援
第9条	総合的な支援体制の整備	第19条	都民の理解の増進
第10条	財政上の措置	第20条	民間団体に対する支援
		第21条	人材の育成
		第22条	個人情報の適切な管理

6-1 条例の概要

第1章 総則 〇 目的(第1条)

- ・ 犯罪被害者等が受けた被害の回復、軽減、犯罪被害者等の 生活の再建を図ること。
- 犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること。

〇 基本理念(第3条)

- すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること。
- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じ、 適切に行われるとともに、二次的被害が生じることのないよう十分配 慮して推進されなければならないこと。
- 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- 犯罪被害者等支援は、国、都、区市町村、民間支援団体等が相互 の連携・協力の下に推進されなければならないこと。

6-2 条例の概要

- 〇 責務等(第4条~第7条)
 - •都の責務、都民、事業者、民間団体の役割
- O 推進体制等(第8条~第10条)
 - 支援計画の策定、総合支援体制の整備、財政上の措置

第2章 基本的な施策

- 〇 都が実施する被害者支援の施策及びその方向性 (第11条〜第22条)
 - ■相談、情報の提供等
 - ■心身に受けた影響からの回復
 - ■安全の確保
 - ■居住の安定等
 - ■雇用の安定等
 - ■経済的負担の軽減

- ■緊急支援の実施
- ■都内に住所を有しない者への支援
- ■都民の理解の増進
- ■民間団体に対する支援
- ■人材の育成
- ■個人情報の適切な管理

特徴的な施策

大規模災害への緊急支援、他県・外国からの旅行客等への対応

7 令和2年度 犯罪被害者等支援策の新規メニューについて

犯罪被害者等の被害後に直面する実態を踏まえ、条例制定を契機に、被害者からの ニーズが高い経済的な支援策について、以下の案により令和2年度より実施予定

項目	法律相談費用助成 (令和2年4月開始)	転居費用助成 (令和2年4月開始)	見舞金給付 (令和 2 年度内開始)	
制度概要	被害直後に必要な法律手続等や、 とり得る手段等について、弁護士に 相談をするための費用を助成	犯罪の被害により、被害者が転居を 余儀なくされる際に必要となる費用 の助成 都道府県初	犯罪被害者等給付金が支給されるまでの間、犯罪被害により当面必要となる経費に充てるため、一定額を給付	
対象者	身体犯(殺人、性犯罪等)、重大 な交通事故事件(ひき逃げ·死亡事 故)等の被害者及び遺族	①身体犯の被害者及び遺族 ②自宅又は自宅付近での被害により、再被害への不安等から従前の住居に住み続けることが困難な者等	【遺族見舞金】 ・遺族 【重傷病見舞金】 ・被害者本人 (療養の期間が1か月以上、かつ入院3日以上)	
給付額	最大15,000円 (相談時間:1時間30分相当)	実費(上限20万円)	【遺族見舞金】 30万円 【重傷病見舞金】 10万円	
支給 対象外	・被害者が犯罪行為を誘発したなど、その責めに帰すべき行為があるとき ・被害者と加害者が密接な関係にある場合など、加害者が財産上の利益を受けるおそれがあるとき ・東京都暴力団排除条例に規定する暴力団員等であるとき 等			
スケジュール 等	適用年月日等 令和2年4月1日以降に発生した犯罪被害			